

公益社団法人福山市シルバー人材センター
適正就業取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人福山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の就業規約を補完し、会員に対して適正な就業と公平な就業機会の提供を図るために就業要件等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業 務 センターが受注する公共事業（公社、外郭団体を含む）及び民間事業（独自事業を含む）の仕事をいう。
- (2) 就業会員 センターが提供する仕事に従事する全ての会員をいう。
- (3) 継続就業 センターが提供する仕事の内、同一職種で同一就業場所に継続して従事するものをいう。
- (4) 継続外就業 「継続就業」以外のものをいう。

(就業期間等)

第3条 就業の期間は、次のとおりとする。

- (1) 継続就業で、年度を通じた業務に従事する会員（以下「継続就業会員」という。）については、1年以内とし、毎年度末日をもって満了とする。ただし、以後1年毎に更新し、初年度を含め最長5年間までを原則とする。
 - (2) 継続外就業に従事する会員については、就業の開始から終了までの期間とする。
- 2 センターは、継続就業が決定した会員に対して、最初の就業日から1か月間を試用就業期間とし、その期間の就業状態等により就業を取り消すことができる。
 - 3 就業会員のうち、センターが所有又は提供する車両を運転する業務については、就業年齢を満75歳までとし、前第1項に規定した就業期間内であっても、到達した年度末日をもって満了とする。
 - 4 センターは、前各項に規定する就業の期間が終了した会員に対し健康や就業状況を考慮して、他の就業機会を提供することができる。

(就業時間・就業日数)

第4条 就業会員の1日の就業時間数は、原則8時間以内、1か月の就業日数は、原則10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務については、1か月の就業日数は、10日を超えることができる。

(1) 1日の就業時間数が4時間以内の業務については、1か月80時間を超えない範囲において、1か月の就業日数が10日を超えることができる。

(2) 剪定、除草、草刈作業など時期的に集中する業務については、年間120日を超えない範囲において、1か月の就業日数が10日を超えることができる。

(複数就業の制限)

第5条 継続就業会員は、複数の継続就業を禁止する。なお、継続外就業についてもできるだけ複数の就業は控えるものとする。

(就業の中止)

第6条 センターは、就業会員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、就業期間内であっても就業を中止させ、他の会員と交替させることができる。

(1) 健康状態や一身上の都合などにより、連続して30日以上就業ができない場合

(2) 就業条件の業務ができない場合

(3) 就業会員の起因によるトラブルが発生した場合

(4) 発注者や市民等から正当な苦情があった場合

(5) センターの信用を損なう行為（賠償事故が再三ある場合を含む）があった場合

(6) センター職員やグループリーダーの指示に従わなかった場合

2 前項の決定は、理事会専門委員会の事業委員会に諮り、承認を得て行うものとする。ただし、決定が急を要する場合、センターは事業委員会委員長の意見を聴いて対処することができる。その場合、事後に事業委員会へ報告するものとする。

3 センターは、就業を中止させた会員に対しては、他の適切な就業機会を提供することができる。

(就業する会員の補充)

第7条 就業会員に欠員が生じた場合は、希望する会員の中から未就業期間、就業相談状況、年齢、就業場所等を勘案して就業会員を決定し、通知するものとする。

(就業期間の延長)

第8条 第3条第1項第1号及び同条第3項の規定により、継続就業会員に欠員が生じた

場合の就業会員の補充にあたって、特殊な技術や技能・資格・経験などが必要である場合、及び交替会員の確保が困難な場合は、1年単位で交替の時期を延長することができる。

(通知書の交付)

第9条 就業に関する通知は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する継続就業会員に「就業通知書」(様式第1号)を、期間満了の継続就業会員に「継続就業期間満了通知書」(様式第2号)を交付する。
- (2) 第6条の規定に該当する就業会員に、「就業中止通知書」(様式第3号)を交付する。

(自己申告書の提出)

第10条 継続就業会員は、最長の就業期間満了前にセンターへ「自己申告書」(様式第4号)を提出しなければならない。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、理事会において決定する。

(委任)

第12条 この基準に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、2005年(平成17年)11月10日から施行する。
ただし、第4条から第6条および第8条から第10条の規定は、2006年(平成18年)4月1日から適用する。
- 2 第4条第1項第1号及び第3項の規定の経過措置として、別表1のとおり定める。
ただし、継続就業に関わる経過年数の計算は年度単位とする。
なお、該当する就業会員に「経過措置による就業通知書」(附則様式第1号)を交付する。

別 表 1 (附則2による経過措置)

- 1 適用日において、就業期間が7年以上経過している会員は、2006年(平成18年)9月30日をもって交替する。
- 2 適用日において、就業期間が5年以上7年未満の会員は、2007年(平成19年)

- 3月31日をもって交替する。
- 3 適用日において、就業期間が3年以上5年未満の会員は、2007年（平成19年）9月30日をもって交替する。
 - 4 適用日において、就業期間が2年以上3年未満の会員は、2008年（平成20年）3月31日をもって交替する。
 - 5 適用日において、就業期間が2年未満の会員は、2008年（平成20年）9月30日をもって交替する。
 - 6 適用日において、既に第4条第3項に規定する年齢に達している者は、前各号に関わらず2006年（平成18年）9月30日をもって交替する。
 - 7 適用日において、第4条第3項に規定する年齢に達していない者であっても、経過措置による交替日及び年齢制限による交替日のいずれかに早く到達する日（年齢制限の場合は、到達日以後の3月31日又は9月30日）をもって交替する。

附 則

この基準は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、2012年（平成24年）10月18日から施行し、2013年（平成25年）4月1日から適用する。ただし、当分の間、第3条第1項第1号、第8条、第9条第1号及び第10条の規定は、民間事業に従事する会員には適用しない。
- 2 第3条第1項第1号の規定の経過措置として、附則別表のとおり定める。ただし、継続就業に関わる経過年数の計算は年度単位とする。なお、該当する就業会員に「経過措置による就業通知書」（附則様式第2号）を交付する。

附則別表

- 1 2013年（平成25年）3月31日で、就業期間が7年以上経過している会員は、2013年（平成25年）3月31日をもって交替する。
- 2 2014年（平成26年）3月31日で、就業期間が5年以上経過している会員は、2014年（平成26年）3月31日をもって交替する。

附 則

この基準は、2021年（令和3年）1月1日から施行する。